

美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に店舗等を構え、町内事業者が生産又は製造した特産品の販売を行っている事業者が行う、購入品の発送サービスに係る経費に対し、予算の範囲内において、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年美郷町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、売上が伸び悩んでいる町内の特産品の販売促進と消費拡大を図るとともに、特産品の生産者や製造者への波及による地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特産品 美郷町内で生産、加工又は製造された農林水産物、加工品又は製造品のほか、町長が認める美郷町の伝統文化、風土に合った特徴的なものをいう。
- (2) 補助対象商品 前号で定める特産品であって、補助金交付申請の際に商品登録申請を行い、認定されたものをいう。
- (3) 事業利用者 補助対象商品を1回の会計で税込3,000円以上購入し、購入した商品を発送する者をいう。
- (4) 事業利用期間 事業利用者が、補助対象商品を購入して発送する際に補助金を活用することができる期間をいう。
- (5) 事業実施期間 補助金の交付決定を受けた者が、前号で定める事業利用期間で発生した補助対象経費を支払った場合に、補助対象経費として算入できる期間をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において事業所、店舗等を有し、次の各号に掲げる全ての事項に

該当する者とする。

- (1) 美郷町中小企業振興条例（平成27年美郷町条例第24号）第2条第1号に規定する中小企業者
- (2) インターネット販売を実施している者又は実施を検討している者
- (3) 美郷町暴力団排除条例（平成24年美郷町条例第2号）第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でない者
- (5) 宗教上の組織若しくは団体でない者
- (6) 町税及び使用料等の滞納がない者
(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象商品登録票（様式第2号）
- (2) インターネット販売実施状況等確認票（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、申請を取下げの場合は、速やかに、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付申請取下届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の取下届が提出されたときは、当該補助金の交付決定及び申請はなかったものとみなす。

（進捗状況報告）

第8条 町長は必要に応じて補助事業者に進捗状況の報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助対象事業の進捗状況を常に管理し、前項の規定による報告を求められた場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

（事業内容の変更）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容に変更が生じるときは、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号、以下「変更承認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的を損なわない範囲で、次の各号に定める軽微な変更である場合を除く。

（1） 事業利用期間又は事業実施期間を短縮するとき。

（2） 補助対象経費が減額となるとき。

2 前項の規定に関わらず、事業利用期間の中間日または町長が指定する日の時点において、補助事業実績が補助金交付決定額の50%に満たない場合は、速やかに変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、

美郷のいいもの贈っ得！事業補助金実績報告書（様式第8号）のほか、次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
 - (2) 申請者が補助対象経費を支払ったことが分かる書類
 - (3) 事業利用者が補助対象商品を税込3,000円以上購入したことが分かる書類
 - (4) 発送伝票等の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を精査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の確定通知を受けたときは、速やかに美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（重複交付の禁止）

第13条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

（事業利用期間）

第14条 事業利用期間は交付決定の日から令和4年12月31日までとする。

2 前項の定めに関わらず、交付決定された額の利用があった場合は、事業利用期間を終了するものとする。

3 事業利用期間が終了した場合は、申請者は事業が終了したことを店頭や自社ホームページに掲示するなど、消費者に対して速やかに周知しなければならない。

(事業実施期間)

第15条 事業実施期間は交付決定の日から令和5年2月28日までとする。

(補助金の返還等)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる者について、交付した補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月14日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
○配送料金 事業利用者が申請者から購入した補助対象商品の発送に係る配送料金とする。 ○発送用段ボール ヤマト運輸株式会社と美郷町が提携して作成したオリジナル段ボール「秋田県美郷町クロネコボックス」であって、事業利用者が発送	10分の10	○事業利用1件あたりの補助限度額 事業利用者が補助対象商品を税込3,000円以上購入するごとに、1件あたり3,000円を限度に補助する。 ○申請者1件あたりの補助限度額 申請者1件あたりの補助

<p>のために申請者から購入したものに限る。</p>		<p>上限額は100万円とし、予算の範囲内で交付決定するものとする。なお、補助金申請に合わせて、美郷町インターネット販売販路開拓支援事業補助金交付要綱（令和4年美郷町告示第36号）による補助金申請を行った場合は、補助上限額を120万円とし、予算の範囲内で交付決定するものとする。</p>
----------------------------	--	---